

第45回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年8月28日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

開催場所 愛媛県松山市大街道三丁目1番地1
いよてつ会館5階「クリスタルホール」
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使書用紙返送期限
2020年8月27日（木曜日）午後6時到着

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権行使書用紙のご返送により議決権をご行使いただき、総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。



ダイコー通産株式会社

証券コード：7673

【目 次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4

[添付書類]

事業報告	10
計算書類	27
監査報告書	29

証券コード 7673
2020年8月13日

株主各位

愛媛県松山市姫原三丁目6番11号
ダイコー通産株式会社
代表取締役社長 河田 晃

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日は、後記のとおり新型コロナウィルス感染症への対応策を会場にて実施する予定ではございますが、感染拡大防止の観点から、議決権行使書による議決権のご行使をご検討ください。

議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2020年8月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月28日（金曜日）午前10時30分

2. 場 所 愛媛県松山市大街道三丁目1番地1
いよてつ会館5階「クリスタルホール」

3. 目的事項

報告事項

第45期（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①計算書類の株主資本等変動計算書
 - ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会または会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、修正をすべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.daiko-tsusan.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第45回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力を願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・受付に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様の質問用マイクの消毒を徹底いたします。
- ・本株主総会会場において、感染予防のため、株主様の座席を間隔をあけて配置いたします。
- ・今後の感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権は、書面によっても行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・受付において、非接触式体温計にて検温させていただきます。体調不良とお見受けした方は、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場におきましては、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の利用について、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては、上記の内容を変更する場合もございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.daiko-tsusan.co.jp/>)をご確認いただければ幸いに存じます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当の継続による利益還元の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保することを重要な経営方針のひとつとして位置づけております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

また、当社は2020年5月18日に、東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

つきましては、株主の皆様に感謝の意を表するため、普通配当に加え記念配当を実施することとし、以下のとおりといたしたく存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき 35円 (うち、普通配当34円、記念配当1円)

配当総額 186,642,400円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年8月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、河田充氏は退任されます。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社株式の数
1	かわだ あきら 河田 晃 (1972年7月9日生) [再任]	1999年4月	株式会社アルメックス入社	331,060株
		2007年11月	当社入社	
		2009年8月	当社取締役就任	
		2010年4月	株式会社ディー・ケー・コーポレーション 代表取締役就任（現任）	
		2011年8月	当社取締役副社長就任	
		2014年5月	睦通信株式会社（現当社）社外取締役就任	
		2014年8月	当社代表取締役社長就任（現任）	
		2015年1月	有限会社デンツ一産業（現当社）取締役就任	
		(取締役候補者とした理由)		
代表取締役社長として、経営の監督を適切に行うとともに、当社の経営理念や経営戦略を着実に推進、実現しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社株式の数
2	かわだ まさはる 河田 正春 (1955年10月23日生) [再任]	1974年 4 月	富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社	140,080株
		1979年 2 月	当社入社 大阪営業所長	
		1985年 7 月	当社取締役就任	
		2002年11月	当社西日本ブロック長（現任）	
		2005年 6 月	当社常務取締役就任	
		2014年 5 月	睦通信株式会社（現当社）社外取締役就任	
		2014年 6 月	当社東海北陸ブロック長（現任）	
		2014年 8 月	当社専務取締役就任	
		2017年 8 月	当社代表取締役専務就任（現任）	
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>C A T V 及び情報通信分野における豊富な業務経験と知識を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っております。また、重要な業務執行の決定及び監視・監督の役割を適切に果たしており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社株式の数
3	にしむら あきら 西村 晃 (1957年2月27日生) [再任]	1976年 6 月	愛媛東芝商品販売株式会社入社	240,080株
		1980年 4 月	四国通信機工業株式会社（現四国通信産業株式会社）入社	
		1985年 7 月	当社入社 本社営業部長	
		1987年 8 月	当社取締役就任	
		2002年11月	当社四国九州ブロック長（現任）	
		2004年 4 月	西南地域ネットワーク株式会社社外取締役就任	
		2005年 6 月	当社常務取締役就任	
		2014年 8 月	当社専務取締役就任	
		2017年 1 月	当社東日本ブロック長（現任） 当社東京営業所長	
		2017年 8 月	当社代表取締役専務就任（現任）	
(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験と知識を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っております。また、重要な業務執行の決定及び監視・監督の役割を適切に果たしており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				
4	おかの たくや 岡野 拓哉 (1959年4月30日生) [再任]	1978年 4 月	サンテレホン株式会社入社	56,000株
		2000年 9 月	当社入社 大阪営業所営業部長	
		2002年 6 月	当社取締役就任（現任）	
		2003年 6 月	当社東日本ブロック長 当社東京営業所長	
		2017年 1 月	当社大阪営業所長（現任）	
		(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験を有しております。営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、営業業務を中心に経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社株式の数		
5	しらい みつる 白井 充 (1974年11月9日生) [再任]	1999年11月	宇都宮税理士事務所入所	20,000株		
		2002年 5月	当社入社 管理部配属			
		2005年12月	当社内部監査室配属			
		2006年 6月	当社内部監査室長			
		2010年 8月	当社取締役就任（現任） 当社管理部長（現任）			
		2014年 5月	睦通信株式会社（現当社）社外監査役就任			
(取締役候補者とした理由)						
当社入社以来、主に管理部門の業務に従事し、取締役としてガバナンス体制の強化を推進するなど、担当する職責を十分に果たしており、高い能力と専門性を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。						
6	たかもと かつや 高本 克哉 (1965年9月7日生) [再任]	1984年 4月	当社入社	20,000株		
		2011年 9月	当社本社営業部長（現任） 当社執行役員就任			
		2015年 8月	当社取締役就任（現任）			
(取締役候補者とした理由)						
C A T V 及び情報通信分野における豊富な業務経験を有しております。営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、営業業務を中心に経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。						

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます河田充氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任される取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
かわだ みつる 河田 充	1975年6月	当社設立 当社代表取締役社長就任
	2014年8月	当社代表取締役会長就任
	2017年8月	当社取締役会長就任（現任）

以上

[添付書類]

事業報告

自 2019年6月1日
至 2020年5月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等により企業収益や雇用情勢は緩やかな回復基調であったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大、全国に及んだ緊急事態宣言により企業活動が停滞し、期末にかけて厳しい状況にありました。

当社が事業展開するCATV及び情報通信関連分野におきましては、IOTやAIといった新たな技術革新を支える伝送路のデータ伝送量増加に対応するため、光伝送路構築やFTTH(※)等の通信インフラ基盤の大容量化が継続しております。また、防災関連分野におきましては、地方自治体防災システムのデジタル化への更新が続いております。

※FTTHとは、Fiber to the Homeの略。通信事業者の設備から利用者建物等までを光ファイバーケーブルでつなぐアクセス方式。

このような状況の中、多種多様の商品をワンストップで提供可能な体制と、過去の大型案件受注により得たノウハウをお客様から評価していただき、FTTH案件や防災行政無線案件等を前事業年度に引き続き多数受注しました。また、中長期的な経営戦略に沿った提案型の営業活動に注力した結果、当事業年度の売上高は、15,544,316千円(前事業年度比3.3%増)、売上総利益は2,413,633千円(前事業年度比1.7%増)、営業利益は763,353千円(前事業年度比1.7%増)、経常利益は756,395千円(前事業年度比5.2%増)、当期純利益は565,301千円(前事業年度比22.9%増)となりました。

事業区分別の営業概況は以下のとおりであります。

事業区分の名称		第44期 自2018年6月1日 至2019年5月31日	第45期 自2019年6月1日 至2020年5月31日	前事業年度比
		千円	千円	%
四国九州ブロック	売 上 高	3,186,747	3,488,889	109.5
	売上総利益	540,121	549,724	101.8
東日本ブロック	売 上 高	5,312,027	5,495,344	103.5
	売上総利益	723,988	768,914	106.2
西日本ブロック	売 上 高	4,986,328	4,794,987	96.2
	売上総利益	809,878	792,220	97.8
東海北陸ブロック	売 上 高	1,558,944	1,765,095	113.2
	売上総利益	300,053	302,774	100.9
合 計	売 上 高	15,044,048	15,544,316	103.3
	売上総利益	2,374,041	2,413,633	101.7

四国九州ブロック

大型の消防通信設備案件及び防災行政無線案件の増加により好調に推移したことから、売上高は3,488,889千円（前事業年度比9.5%増）となり、売上総利益は549,724千円（前事業年度比1.8%増）となりました。

東日本ブロック

大型のFTTH案件の終息が影響しましたが、防災行政無線案件の増加により好調に推移したことから、売上高は5,495,344千円（前事業年度比3.5%増）となり、売上総利益は768,914千円（前事業年度比6.2%増）となりました。

西日本ブロック

FTTH案件及び防災行政無線案件が堅調に推移しましたが、ナースコールやネットワーク機器等の病院案件が低調に推移したことから、売上高は4,794,987千円（前事業年度比3.8%減）となり、売上総利益は792,220千円（前事業年度比2.2%減）となりました。

東海北陸ブロック

防災行政無線案件及びF T T H案件が好調に推移したことから売上高は1,765,095千円（前事業年度比13.2%増）となり、売上総利益は302,774千円（前事業年度比0.9%増）となりました。

商品区分別の営業概況は以下のとおりであります。

商 品 区 分		第44期 自2018年6月1日 至2019年5月31日	第45期 自2019年6月1日 至2020年5月31日	前事業年度比
ケーブル	売 上 高	千円 3,979,025	千円 3,756,912	% 94.4
	売上総利益	650,601	640,644	98.5
材 料	売 上 高	7,198,543	7,804,677	108.4
	売上総利益	1,325,377	1,346,927	101.6
機 器	売 上 高	3,704,789	3,957,226	106.8
	売上総利益	386,464	422,109	109.2
そ の 他	売 上 高	161,690	25,500	15.8
	売上総利益	11,598	3,951	34.1
合 計	売 上 高	15,044,048	15,544,316	103.3
	売上総利益	2,374,041	2,413,633	101.7

ケーブル

F T T H案件及び屋内・屋外通信設備案件により光ケーブル販売、輸入ケーブル及び国内協業メーカー品の販売が好調に推移しましたが、東日本ブロックにおける大型のF T T H案件の終息が影響したことから、売上高は3,756,912千円（前事業年度比5.6%減）となり、売上総利益は640,644千円（前事業年度比1.5%減）となりました。

材 料

防災行政無線案件により防災無線柱・装柱材料等、屋内通信設備案件により屋内ネットワーク材料の販売が好調に推移したことから、売上高は7,804,677千円（前事業年度比8.4%増）となり、売上総利益は1,346,927千円（前事業年度比1.6%増）となりました。

機 器

大型の消防通信設備案件、防災行政無線案件により機器の販売が好調に推移したことから、売上高は3,957,226千円（前事業年度比6.8%増）となり、売上総利益は422,109千円（前事業年度比9.2%増）となりました。

その他

その他は電気通信工事であり、当事業年度におきましては数件受注したことから、売上高は25,500千円（前事業年度比84.2%減）となり、売上総利益は3,951千円（前事業年度比65.9%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における主な設備投資はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分	2016年度 第42期	2017年度 第43期	2018年度 第44期	2019年度 第45期
売 上 高 (千円)	13,514,288	15,281,363	15,044,048	15,544,316
営 業 利 益 (千円)	626,844	650,537	750,356	763,353
経 常 利 益 (千円)	634,417	658,420	718,752	756,395
当 期 純 利 益 (千円)	384,425	402,694	460,094	565,301
1 株当たり当期純利益	79円26銭	83円03銭	93円03銭	106円01銭
総 資 産 (千円)	11,155,896	12,671,672	11,855,893	13,735,971
純 資 産 (千円)	4,724,029	5,017,733	5,694,712	6,093,154

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。

2. 当社は2018年10月23日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行い、2019年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第42期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済停滞、特に建設工事や設備投資の先送りなどの影響により、先行きは不透明な状況にあります。そのような環境の中、当社は、社会インフラ構築の一翼を担う企業として、次の課題を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

① 売上増加のための課題

(イ) 顧客基盤の拡充

当社では、顧客（販売先）の数を更に増加させることを課題と認識しております。

特に、当社における取引先の中で、最も取扱高が多く、収益性も高い「中堅クラス」（顧客の事業規模として、売上高が1億円以上100億円未満）の顧客を増加させることを重要課題として、日常の営業活動に取り組んでおります。

この課題に対処するために、各営業拠点において地域密着型の営業活動を地道に推進するほか、新たな地域での営業所の開設とターゲットを絞り込んだ営業戦略により、営業活動をより一層強化し、東日本ブロックのように当社のシェアが低い地域における顧客基盤の拡充に努めてまいります。

(ロ) 取扱商品数の拡充

当社では、取り扱う商品の数を更に増加させることを課題と認識しております。

情報通信分野においては、システムの高度化が加速度的に進展しています。これに伴い、市場ニーズ及び顧客ニーズが激しく変化してきています。このため、最新の商品情報を入手し、商品戦略へ反映することが重要となります。

この課題に対処するために、当社では、市場ニーズ及び顧客ニーズを把握とともに、仕入先を通じて積極的な情報収集を行い、既存仕入先各社との関係強化に努めてまいります。

(ハ) イベント需要の取り込みを含む大型案件の獲得

当社は1975年の創業以来、CATV及び情報通信分野の技術革新や政府の各種施策等に対応する形で業容を拡大してまいりました。例えば、1985年の通信事業の自由化、1987年の都市型CATV局の開局、2002年の防災無線のデジタル化、2000年代の全国情報インフラのブロードバンド化、テレビ放送のデジタル化等を契機に、拠点数や事業領域を拡大してきております。特に2000年代は「CATVの普及」と「地デジ対応」といった当社が属する業界全体の需要拡大の機会を捉え、業容を大きく拡大してまいりました。

当事業年度末現在において想定している需要拡大の機会として、CATVのFTTH化、第5世代移動通信システム、防災無線デジタル化関連等が挙げられます。

これら業界全体の需要拡大の機会を当社の成長に取り込むために、当社では、国内外からの安定した商品供給ルートを確保・整備するとともに、メーカーに偏りのない豊富な商品ラインナップから、顧客にとって最適な商品を選び出し、ワンストップで総合的な提案ができる企画提案力の向上に努めてまいります。

② 収益性の維持・向上のための課題

(イ) 日常的な取引の増加

当社が属する業界全体の需要拡大期に受注した案件は、同業他社との競争が激しくなることもあり、日常的な取引と比較して、収益性が低くなる場合があります。収益性を維持・向上させるために、当社では、大型案件を通じて構築した取引関係を、比較的収益性の高い日常的な取引の増加に繋げていくことを課題と認識しております。

この課題に対処するために、地域密着型の営業活動を地道に推進し、既存顧客との関係強化に努めてまいります。

(ロ) コスト・リーダーシップを発揮できる商品の拡充

顧客の多様なニーズに応えつつ、当社の収益性を維持・向上させることを課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社では、多くの顧客に共通して必要とされる汎用的な商品については、当社が企画した商品をメーカーに提案して製造委託し、これを仕入れて顧客に販売しております。また、特定のメーカーの商品を大量ロットで仕入れることが可能な体制を構築することで、一定の利益率を確保することが可能となっております。顧客のニーズに立脚しつつ、コスト・リーダーシップを発揮できる商品の取扱高の増加に努めてまいります。

(ハ) 自社物流網の強化

取扱商品の金額的及び量的な増加に対応し、収益性の維持・向上を実現させるため、商品を効率的に仕入れ、販売するための自社物流網をより一層強化することを課題と認識しております。当事業年度末現在、本社がある愛媛県松山市に3箇所、東京営業所内に1箇所の合計4箇所の物流センターを有しておりますが、更なる成長に対応するためには、物流センターの拡充が必要となります。

この課題に対処するために、需要が増加している東日本ブロックにおける物流セ

ンターの拡充のための物件を慎重に選定しております。

③ 売上増加及び収益性の維持・向上を実現するための経営全般に係る課題

(イ) 与信管理・債権管理の徹底

当社では、与信管理及び債権管理を徹底することにより、貸倒等を発生させないようにすることを経営課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社では、長年の営業活動を通じて得た顧客の情報及び信用調査会社の企業情報データを基に与信管理及び債権管理に取り組み、これまで当社の経営基盤を揺るがすような重大な引当金の計上は発生しておりません。今後も引き続き、与信管理及び債権管理の徹底に努めてまいります。

(ロ) 人材の育成及び確保

当社は、各営業拠点に情報通信分野関連の専門知識を有した人材を配置しております。専門知識とは、仕入商品に関する知識、LANやWANの通信に関する知識、通信環境を構築するための設備に関する知識であります。

今後の成長のために、これらの知識を豊富に有する人材を育成し、確保することを課題と認識しております。

この課題に対処するために、OJTによる社員教育をより一層充実させるとともに、新卒・中途社員の採用を積極的に推進し、当社が必要とする専門知識を有する優秀な人材の確保に努めてまいります。

(ハ) 新規領域への取り組み

当社が関係するCATV及び情報通信分野は、日進月歩で技術革新が起きており、例えば、テレビとインターネットが連携し、放送と通信の垣根がなくなる等、従前では考えられなかつたような業際的な発展を遂げてきております。

今後も継続的な成長を実現していくために、当社では、新しい商品を発掘し、取り扱うことを課題と認識しております。

この課題に対処するために、建築、土木、医療等の新たな領域における商品の仕入れに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容
CATV、情報通信用機材の販売

(7) 主要な営業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	愛媛県松山市	大阪営業所	大阪府大阪市旭区
札幌営業所	北海道札幌市東区	岡山営業所	岡山県岡山市北区
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区	広島営業所	広島県広島市西区
東京営業所	東京都江東区	高松営業所	香川県高松市
名古屋営業所	愛知県名古屋市天白区	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
金沢営業所	石川県金沢市	沖縄営業所	沖縄県那覇市

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143名	7名増	36.8歳	10.8年

(注) 上記の他に、嘱託社員が11名、準社員（パート・アルバイト）が2名おります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社高知銀行	381,374千円

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年5月18日をもって東京証券取引所市場第二部から市場第一部指定となりました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,793,920株
- (2) 発行済株式の総数 5,332,780株 (自己株式140株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,666名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ディー・ケー・コーポレーション	1,780,400	33.4%
河田 晃	331,060	6.2%
ダイコー従業員持株会	272,660	5.1%
河田 充	259,900	4.9%
西村 晃	240,080	4.5%
MSIP CLIENT SECURITIES	149,400	2.8%
河田 正春	140,080	2.6%
光通信株式会社	138,000	2.6%
河田 すみ子	135,960	2.5%
株式会社ブロードピーク	115,600	2.2%

(注) 持株比率は自己株式（140株）を控除して算定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	河田 晃		株式会社ディー・ケー・コーポレーション 代表取締役
代表取締役専務	河田 正春	西日本ブロック長兼 東海北陸ブロック長	
代表取締役専務	西村 晃	四国九州ブロック長兼 東日本ブロック長	
取締役会長	河田 充		
取締役	岡野 拓哉	大阪営業所長	
取締役	白井 充	管理部長	
取締役	高本 克哉	本社営業部長	
取締役 (常勤監査等委員)	山本 浩三		
取締役 (監査等委員)	河端 民平		河端民平司法書士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	濱崎 省二		
取締役 (監査等委員)	武智 弘泰		武智弘泰公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社マルワ 取締役財務部長

- (注) 1. 取締役山本浩三氏、河端民平氏、濱崎省二氏及び武智弘泰氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山本浩三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員武智弘泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 重要な兼職の状況について
株式会社ディー・ケー・コーポレーションは、当社株式の33.4%を保有する大株主であります。
5. 取締役岡田保氏、取締役（監査等委員）前田照雄氏、取締役（監査等委員）倉本逸男氏は、2019年8月28日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である山本浩三氏、河端民平氏、濱崎省二氏、武智弘泰氏との間に、会社法第427条第1項に定める当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役に対する報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	8名	209,461千円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	6名 (5名)	13,294千円 (12,170千円)
合計	14名	222,755千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年8月30日開催の第42回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議されております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年8月30日開催の第42回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。
3. 上記の取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の支給人員には、2019年8月28日開催の第44回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河端民平氏は、河端民平司法書士事務所の所長を兼務しております。なお、同所と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役武智弘泰氏は、武智弘泰公認会計士・税理士事務所の所長及び株式会社マルクの取締役財務部長を兼務しております。なお、同所及び同社と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	山本 浩三	2019年8月の就任後、13回開催した取締役会のうち全て、また、17回開催した監査等委員会には全て出席しております。出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	河端 民平	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会23回の全てに出席しております。主に司法書士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	濱崎 省二	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会23回の全てに出席しております。出身分野である通信業界で培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	武智 弘泰	2019年8月の就任後、13回開催した取締役会のうち全て、また、17回開催した監査等委員会には全て出席しております。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,375千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,375千円

(注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、イ. の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の処分に係る事項
該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び従業者（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社のコンプライアンス体制の基礎となる「倫理綱領」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス基本指針」を定め、役職員への周知徹底を図っております。

(ロ) 当社のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築しております。

(ハ) 内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施しております。

(二) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「公益通報管理規程」に基づき、その運用を行っております。

(ホ) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができますとしております。

(ヘ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理しております。また、取締役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社は、必要に応じて社内規程等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社の損失の危険を回避・予防し、または管理するものとしております。

(ロ) 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「リスク管理規程」に基づき、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えております。

(ハ) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備・改善等に関するモニタリングを行うとともに、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が統括して危機管理にあたることとしております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、営業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行っております。

(ロ) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。各ブロックを担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施しております。

(ハ) 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図っております。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行っております。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき従業者に関する事項と当該従業者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該従業者に対する指示の実効性確保に関する事項
- (イ) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業者を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき従業者として、監査計画に従い必要な人員を配置することとしております。
- (ロ) 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する従業者は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受けないこととしております。
- (ハ) 当該従業者の人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得ております。
- ⑥ 当社の役職員が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができることとしております。
- (ロ) 役職員は、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査等委員である取締役に遅滞なく報告することとしております。
- (ハ) 当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社の役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努めております。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保しております。
- (ハ) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止めております。
- (二) 監査等委員会から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があり、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要であると認められた場合、これに応じるものとしております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は排除するという信念をもっております。この信念のもと、取締役会や幹部社員を集めた会議等においては、折に触れ、自ら注意を促しております。当社ではこれらの教育的指導により意識高揚が図られており、全社員に周知されているものと考えております。

各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引先等からの風評等の信用調査結果を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。

また、取引基本契約書には反社会的勢力排除を謳っており、当社の意思が内外に分かる様取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催（ほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回）、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は23回、リスク管理委員会は4回開催いたしました。

② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定した配当の継続による利益還元の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保することを重要な経営方針のひとつとして位置づけております。

当事業年度の剰余金の期末配当につきましては、上記の方針に則り1株につき普通配当34円とし、また、2020年5月18日をもちまして東京証券取引所市場第二部から同市場第一部指定となりましたことについて、株主の皆様のご支援の賜物と心より感謝し、1株につき1円の記念配当を加え、あわせて1株当たり35円を予定しております。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	6,877,967
現金及び預金	11,366,620	支払手形	4,569,147
受取手形	5,835,841	買掛金	1,739,654
売掛金	1,645,305	1年内返済予定長期借入金	65,663
リース投資資産	2,907,996	リース債務	10,492
商品	8,112	未払金	91,612
前払費用	955,977	未払費用	176,474
その他	13,750	未払法人税等	137,758
貸倒引当金	8,488	未払消費税等	64,172
	△8,851	賞与引当金	15,840
		その他	7,150
固定資産	2,369,351	固定負債	764,849
有形固定資産	1,471,105	長期借入金	315,711
建物	400,036	リース債務	14,337
構築物	19,096	退職給付引当金	67,932
工具器具備品	3,596	役員退職慰労引当金	347,653
土地	1,025,363	その他	19,216
リース資産	23,012		
無形固定資産	5,066	負 債 合 計	7,642,816
リース資産	2,583	(純資産の部)	
その他	2,483	株主資本	6,089,599
投資その他の資産	893,178	資本金	583,663
投資有価証券	33,137	資本剰余金	462,821
保険積立金	636,324	資本準備金	462,821
破産更生債権等	1,263	利益剰余金	5,043,169
長期前払費用	57,407	利益準備金	28,526
繰延税金資産	130,735	その他利益剰余金	5,014,642
その他	44,773	固定資産圧縮積立金	1,347
貸倒引当金	△10,463	別途積立金	410,000
		繰越利益剰余金	4,603,295
		自己株式	△56
		評価・換算差額等	3,554
		その他有価証券評価差額金	3,554
資 产 合 计	13,735,971	純 資 产 合 计	6,093,154
		負 債 及 び 純 資 产 合 计	13,735,971

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金額
売上高	15,544,316
売上原価	13,130,682
売上総利益	2,413,633
販売費及び一般管理費	1,650,280
営業利益	763,353
営業外収益	
受取利息	7,082
賃貸収入	6,240
その他	3,208
	16,531
営業外費用	
支払利息	3,884
賃貸費用	1,853
為替差損	1,277
市場変更費用	15,133
その他	1,340
	23,489
経常利益	756,395
特別利益	
投資有価証券売却益	8,392
特別損失	
投資有価証券評価損	1,577
税引前当期純利益	763,210
法人税、住民税及び事業税	258,584
法人税等調整額	△60,676
当期純利益	197,908
	565,301

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

ダイコー通産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイコー通産株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月27日

ダイコー通産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山本 浩三	印
監査等委員	河端 民平	印
監査等委員	濱崎 省二	印
監査等委員	武智 弘泰	印

(注) 常勤監査等委員 山本浩三、監査等委員 河端民平、監査等委員 濱崎省二及び監査等委員 武智弘泰は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

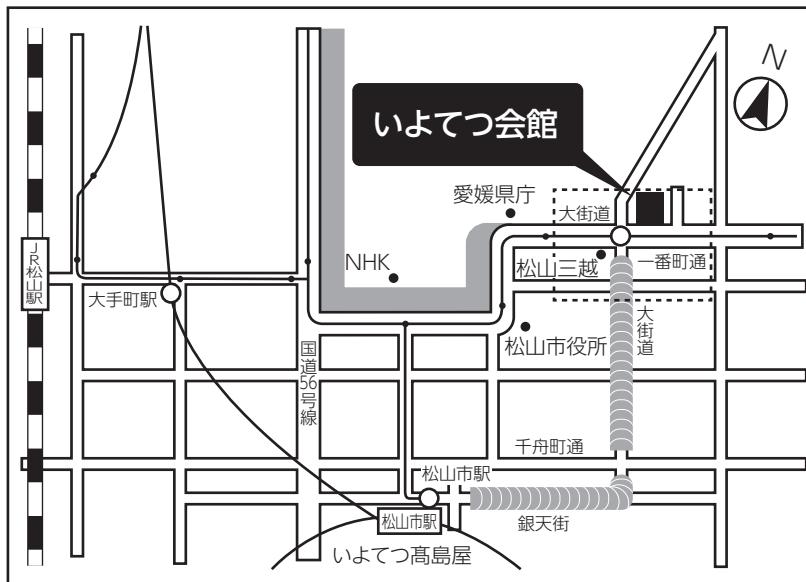
〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市大街道三丁目1番地1
いよてつ会館 5階 クリスタルホール
TEL 089-948-3456

交通案内

- 伊予鉄道市内電車 大街道 下車
- 松山空港から車で約20分
- JR松山駅から車で約5分



お願い いよてつ会館には専用駐車場がございません。

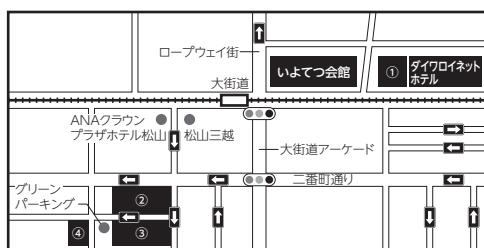
お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

下記の提携駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。

拡大図（駐車場案内）

【提携駐車場】

- ①伊予鉄道一番町駐車場
- ②お城下パーキング2番町
- ③フラワーパーキング二番町
- ④フラワーパーキング二番町WEST



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。